

令和元年 第16回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和元年10月10日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和元年10月10日

## 東京都教育委員会第16回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第107号議案

令和2年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

第108号議案

令和2年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

第109号議案

東京都公立学校長の任命について

第110号議案から第114号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 請願について

(2) 平成30年度における児童・生徒の問題行動等の実態について

(3) 「いじめ防止対策推進法」第30条第1項に基づく報告について

(4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	浅 野 直 樹
福利厚生部長	小 菅 政 治
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長（総務課長事務取扱）	加 倉 井 祐 介
（書 記） 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和元年第16回定例会を開会いたします。

本日は、毎日新聞社からの取材と、14名の傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室してください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会におきまして、一度御注意申し上げてもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づきまして退場を命じることがございます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた方に対しましては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対しまして、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、山口委員にお願いいたします。

### 前々回の議事録

【教育長】 8月22日の第14回定例会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第14回定例会の議事録につきましては承認を頂きました。

前回9月19日の第15回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第109号議案から第114号議案まで、及び報告事項の(2)から(4)までにつきましては、人事及び公表前の情報並びに個人情報に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

## 議 案

### 第107号議案

令和2年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

【教育長】 それでは、第107号議案、令和2年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について、「報告事項(1) 請願について」と関連する内容であるため、一括で説明をお願いいたします。それでは、都立学校教育部長から説明をお願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでははじめに、第107号議案、令和2年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について、御説明いたします。議案資料を御覧ください。

まず、高等学校の全日制課程についてでございます。前回9月19日の定例会で御報告いたしました、都内公立中学校卒業者の受入れ分担数についての公私合意に基づき、全日制各校の具体的な募集人員を策定しております。

まず、(1) 募集概要でございますが、令和2年度に募集を行う学校数は、171校で、平成31年度と比較いたしまして、1校減、学級数は1,035学級で、32学級の減、募集人員につきましては、40,470人で1,225人の減となっております。この増減につきまして、具体的な内容を説明いたします。

まず、(2) の募集停止を御覧ください。昨年度の募集人員の説明の際、平成32年

度、すなわち令和2年度の募集停止予定校と説明いたしましたとおり、都立高校改革推進計画に基づき、荒川商業高校と五日市高校商業科を令和2年度に募集停止いたします。荒川商業高校につきましては、令和4年度に仮称でございますが、足立地区チャレンジスクールへの改編を予定しております。

また、五日市高校につきましては、これまで全日制では普通科と商業科の二つの学科で募集を行ってまいりましたが、商業科を特色ある普通科に改編することから、商業科を募集停止いたします。この2校の募集停止により、合計で8学級の減となります。

続いて、(3) 募集学級の増減の「ア 学級減」を御覧ください。令和2年度は合計で26校、26学級の減を行います。広尾高校、竹早高校及び東大和高校の3校につきましては、今年度に学級増を行っており、令和2年度も同規模で募集を行った場合、総学級数が更に1学級増加することになり、施設の許容量を超えてしまうため、それぞれ1学級の減を行うものです。それ以外の学校につきましては、令和2年度は、都内公立中学校卒業予定者数が減少することから、各校1学級の減を行うものです。

次に、募集学校の増についてでございます。2ページの「イ 学級増」を御覧ください。先ほど、募集停止の際に御説明いたしましたとおり、五日市高校につきましては、商業科から普通科に改編することから、普通科で2学級の増となります。学級増減につきましては、合計27校で24学級の減となります。この24学級減と募集停止による8学級の減を合計いたしまして、全体で平成31年度と比べまして、32学級の減となります。

続きまして、前回の定例会で御報告いたしました(4) 在京外国人生徒対象の募集人員についてでございます。平成31年の入学者選抜では、表にございます竹台高校から国際高校までの7校で在京外国人生徒対象の入学者を募集いたしましたが、応募倍率が全体で1.75倍と依然高倍率であることなどを踏まえ、令和2年度から新たに杉並総合高校におきまして、15名の入学者を募集いたします。また、従前より在京外国人生徒対象の募集枠を設定しております府中西高校につきましては、多摩地区唯一の募集枠設置校であり、応募の状況などを踏まえまして、令和2年度は5人の募集人員の増を行います。合計で平成31年度と比べまして、20人の増となります。

次に3ページ、定時制課程でございます。まず、(1) 募集概要を御覧ください。令和2年度に募集を行う学校数は、学年制で36校、単位制で16校、令和2年度に募集を行う学校数は、合計で52校で、平成31年度と比較いたしまして、増減はございません。募集人員につきましては、平成31年度に比べ学年制で1学級30人減の1,440人、単位制では増減はございません。定時制課程全体では、30人減の4,235人となっております。

具体的には、(2) 募集学級の減でございますとおり、入学希望者の減少により、橘高校について、1学級の減を行います。

次に、通信制課程ですが、こちらは平成31年度と比較いたしまして、募集人員の変更はございません。

続いて、中学校及び中等教育学校につきましても、いずれも平成31年度と比較いたしまして、募集人員の変更はございません。

最後に、令和3年度募集停止予定校についてでございます。こちらは都立高校改革推進計画を進めていく中で、令和3年度に募集停止を予定している学校を1年前の現在の段階で明らかにするものでございます。決定は令和2年10月頃を予定しております。富士高校、武蔵高校ともに、中学校段階での生徒募集の規模を拡大する予定のため、令和3年度から高校段階での募集を停止する予定でございます。

第107号議案、令和2年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等についての説明は以上でございます。

次に、本件に関連する案件として、報告事項(1) 都立高校改革推進計画に基づく夜間定時制課程の閉課程に関する請願について、御説明いたします。

報告資料(1)を御覧ください。夜間定時制課程の閉課程に関する請願が、二件提出されておりました。一件目が、請願者、小山台高校定時制の廃校に反対する会で、請願事項、小山台高校定時制の生徒募集を継続して存続させること。二件目が、請願者、立川高校定時制芙蓉会及び立川高校定時制の廃校に反対する会で、請願事項が、立川高校定時制の廃校(閉課程)とした教育委員会の決定を見直し、立川高校定時制の生徒募集を継続し存続させること、でございます。

夜間定時制課程の閉課程につきましては、平成28年2月12日の平成28年第3回教育

委員会定例会におきまして御審議いただき、都立高校改革推進計画・新実施計画として決定いたしました。また、本年2月14日の平成31年第3回教育委員会定例会におきまして御審議いただき、決定いたしました、都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）におきまして、新実施計画に基づく取組を継続することといたしております。都立高校改革推進計画・新実施計画策定後の夜間定時制課程の入学者選抜の状況は、平成28年度から平成31年度までにかけて、募集人員は660人減となっておりますが、第一次募集の応募倍率は、平成28年度の0.38倍から、平成29年度は0.39倍、平成30年度は0.40倍、平成31年度は0.37倍と推移しております。別紙1及び別紙2の記書きの中に示してございますとおり、第一次募集の応募者数は平成28年度の912人から平成29年度は799人、平成30年度は794人、平成31年度は655人と減少しております。このように、夜間定時制高校の入学者数の減少は顕著となっており、多様化する生徒と保護者のニーズに応え、チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校を希望する生徒をより多く受け入れられるよう、チャレンジスクールの新設やチャレンジスクール及び昼夜間定時制高校の夜間部の規模拡大とともに、一部の夜間定時制課程の閉課程を行うとする計画に基づき、定時制課程の改善、充実を着実に推進してまいります。こうした状況を踏まえ、平成28年2月の新実施計画策定に際して、御審議いただきましたとおりの内容で、既に教育委員会において方針が示されている案件として、資料にありますとおり、事務局にて回答させていただきます。

なお、平成28年10月13日の教育委員会におきまして、4校の夜間定時制課程の存続を求める請願に、平成29年10月12日の教育委員会におきまして、雪谷高校定時制の募集継続を求める請願に、平成30年10月11日の教育委員会におきまして、江北高校定時制の募集停止の決定を行わないことを求める請願に、同様の対応をいたしましたことを御報告させていただきました。小山台高校及び立川高校の定時制課程の閉課程につきましては、都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）におきまして、閉課程の時期を未定としており、都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）の着実な実施によりチャレンジスクールの新設などを踏まえ、その進捗や夜間定時制高校の応募倍率の推移などの状況を考慮しながら、閉課程の時期を決定してまいります。

なお、令和2年度におきましては、小山台高校定時制課程及び立川高校定時制課程

につきましては、平成31年度と同様に生徒募集を行います。

第107号議案及び関連する報告事項（1）の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等お願いいたします。

【北村委員】 来年度の募集に関して、先ほどの在京外国人生徒等、様々なニーズの子供たちが今、増えています。それはその後の定時制の話の背景にあるチャレンジスクールへのニーズの高まり、そういったものと非常に関係するものではないかなと理解しています。いろいろなニーズがある子供たちに十分に対応ができるのかというのが、行政としては非常に大事なことだと思うのですが、どうしても限られた予算・人員です。請願も非常に思いが伝わってまいりましたし、いろいろと読ませていただきまして、自分なりに理解を深めたのですけれども、その中で苦渋の選択ということで、今、方針が決まっているわけです。本当は、全部続けられて、なおかつチャレンジスクールも増えれば、一番だというふうには思うのですが、チャレンジスクールの方に今非常に人気が高まっている状況というのは無視できないのではないかと思います。

その中で、ではどの学校を選ぶのか、これもすごく難しい話だと思うのです。今回二つの学校も、請願が出ています。仮にということで考えますと、ほかの学校でまた同じようなことになれば、ほかの学校の同窓会も同じように請願をされるでしょうし、これはどちらがいいとか、どちらが悪いとかいうことではなく、全体を見ながら判断するしかないことなのかなというふうに個人的には理解しました。非常に強い請願が出ていましたので、委員として責任を持ってそれを読んで理解して、何とか方策はないのかといういろいろ考えたりもしましたが、少なくとも私の頭の中では、なかなか新しいことは思いつかず、少なくとも、今、小山台高校等で行われている、よい実践をモデルとして継承することも大事ですし、一応未定ということですので、今ある学校に関しては、最大限きちんとした教育を続けつつやっていくことも大事だと思います。ただ、いろいろ読ませていただいて、なかなか新しいアイデアが出ないということ、ここで残念ながら申し上げざるを得ないかなということで、ここでコメントさせていただきました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 最初の第一学年生徒の募集人員のところ、通信教育のところの定員なのですが、今、民間の通信教育のところ非常に増えているとも聞いています。都立高校の方ではいかがかということ、それから、多様な子供たちに対応していくということが大事ですので、その通信教育、そして総合教育会議でも出ました、ICTの活用等を並行して進めていくと、より多様性ができるのではないかと思います。

【都立学校教育部長】 通信制の拡充をということで、まさしく今、通信制のICT化に向けて取り組んでいこうとしております。残念ながら、都立高校の通信制については、そういう面では少し遅れているのは否めない状況だと認識しております。これからはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

【遠藤委員】 定時制高校の募集停止の問題ですが、私どもも請願の中身を受けて、いろいろ読んで、どうしたらいいんだろうなど。ただ、実態として、募集倍率がこれだけ低下してきたとなると、どういう形でもって、これと実際にあるニーズ、低くなったとはいえ、ニーズとどうミートさせていくかというのが課題だと思います。この請願に対する答えの中で、一つ、この立川高校のケースが出ておまして、全体の勤労青少年、問題は勤労青少年の受け皿だと思います。勤労青少年の受け皿として、定時制があって、それが、この回答によりますと、平成30年度、勤労青少年の比率が3.9%にまで低下していると。立川高校の定時制に当てはめてみると、30年度の人数として57人、この57人に対しての3.9%なのかということですよ。仮に4%として60人とすると、立川高校は2人か3人という勤労青少年の人数になります。実際に勤労青少年以外の定時制高校に通っている子供たちの受け皿としてのチャレンジスクール、あるいは昼夜間定時制、これの拡充ということで対応していく、それはそれとして、ただ、人数と定員とがまだアンバランスなので、それが十分にミートするかどうかというのはこれからの課題だと思います。

その中で、対応を考えなければいけないのは、勤労青少年で定時制に通うニーズのある子供たちをどう救っていくのか、拾い上げていくのかということにこの問題の帰着があると思うのです。それは、チャレンジスクールの議論のときに、例えば、定時制高校はほかにあります、そこに通ってもらうようにすればいいという議論があっ

たかと思います。そのときに、通学代の補助だとか、そういうような形が具体的な対応策なのかなということも議論されたかと思うのですが、今後はこの請願にある中身のこともしっかりと頭に置いて、この実際のニーズとして一番切実なのは、勤労青少年で定時制高校に通う子供たちのニーズをどうカバーしていくかということをも具体的に考えていくことが課題だと思います。

そのほかのところ、通信制の問題あるいはチャレンジスクール、単位制、昼夜間の定時制、そうしたもので対応できる部分と、本当にそこへ通えない子供たちをどう拾い上げていくか、これを頭の中に入れておくというのがこの請願に対する誠実な答えになってくると思います。また、今後の対応をよろしくお願いいたします。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。

**【宮崎委員】** 最初の議題の、学級数の調整のところなのですが、子供の数が減っていきますから、当然、そういう調整になっていくということですが、数年後に底をうった後、今度は少しずつ増えていくという人口動態もあるわけです。そうすると、一度減らしたものを場合によってはまた増やさなければ、収容しきれないというような事態が何年後かに来るかもしれないということも想像できるわけです。一方で、昨年でしたか、教育費の無償化との関連で、大分定員割れをした高校が出ました。二次募集しても定員に達せないというようなところも出たりいたしました。一方で、今の御説明のように教室の収容能力を超えてしまうので、学級数を減らさなくてはならないという、その収容能力のハードの方で調整しなければいけないようなところもあるということで、このバランスを取るのも、非常に慎重にしたいところだと思うのです。単に、均等に1学級ずつ減らしていくというふうを選ぶだけではなくて、中長期の計画で、今、どうしても増減は単年度で計算しなければいけないところがあります。その年度の子供たちをどう収容するかということがあるので、仕方ない部分もあるかもしれませんが、少し中長期の計画を立てていくという見通しですね、これをどのように立てていらっしゃるかなというのが一点、伺いたいと思います。それから、先ほどの定時制の閉課程等についても、1人の取りこぼしもない、1人でも学びたい子供がいる場合は、それをどうやって学ばせてあげられるか。これはいろいろなやり方があると思いますから、単にその課程を置いておく、置いておかないという

ことでなくて、教育というのは中身ですから、その希望する中身を享受できるようなセッティングをどうしてあげられるかという、そこは是非知恵を絞っていきたいというふうに思うところです。中長期の見通しについてお答えいただけますか。

【都立学校教育部長】 委員御指摘のとおり、令和3年度募集までは都内の公立中学の卒業予定者数は減少していきます。ということは、もう一度学級減を行わなくてはならないと思っています。

それから、令和4年度募集からは、今度は、増加に転じていくということで、私どもも、それを見越した上で、学級減を行う学校の選択は、そういうものも踏まえて取り組んでおります。

学科別のバランス、また区市町村別の中学生の増減数の地域バランス、また、それに合わせまして先ほどありましたとおり、入学選抜の状況、欠員が出た学科、学校等、その先を見越して、今回も判断をさせていただいているというところです。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 定時制の件についてですけれども、3.9%にまで勤労青少年が減ってきているということで、時代と社会と、そして子供たちのそういった環境あるいはニーズというのは刻々と変わっていると思います。ですから、もちろんきめ細かく調査をされていると思うのですけれども、その3.9%の中身も少しきめ細やかに調査を継続してやっていただいて、先ほど先生方がおっしゃったように、子供たちのニーズにどういうふうに応えられていくかという、彼らが不利益を被らないようにということだと思っております。ただ、私たちが勤労青少年という響きから来るものと、今の時代はずいぶんやはり変わってきているような気がします。通信制も全国的にどんどん広がっていますし、そこを援助していくということもそうですし、また、日中にどうしても働かなくてはいけなくて定時制に行かざるを得ないという勤労青少年と、それから、パートタイム的なアルバイトをしながら夜通うという、それは以前の形態とはずいぶん変化をしてきていると思うのです。ですから、そういったところも、きちんと現状をまず私たちが把握しておいて、それでどういうふうに対処できるかという、その対処が必要だと思っておりますので、なかなか調査が難しいところもあると思うのです。どういう生徒たちがいて、どういう要望があるのかというのを把握していただいて、

もしそれが分かれば、随時フィードバックしていただけると、私たちもそれに対してどうしていきましょう、ということができると思います。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。本件につきましては原案のとおり決定してよろしゅうございますか。それでは、107号議案につきましては、原案のとおり、承認を頂きました。また、報告事項（1）の請願につきましては、全委員から貴重な御意見を賜ったところでございます。今後その御意見を踏まえながら、承認ということで、報告は承りました。

#### 第108号議案

令和2年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

【教育長】 第108号議案、令和2年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員についての説明を都立学校教育部長、引き続きお願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは、第108号議案、令和2年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について、御説明いたします。議案資料を御覧ください。

まず、「1 募集人員を定める学校・学部・学科」についてでございます。はじめに、（1）の視覚障害特別支援学校です。専攻科、保健理療科は、あんま・マッサージ・指圧師を養成する学科であり、専攻科、理療科はあんま・マッサージ・指圧師に加え、はり師及び灸師を養成する学科として、いずれも卒業後に国家資格の取得を目指す教育を行っております。資格取得に向け、国から認可を受けた学級数、教育課程、施設、設備で教育しており、認可に基づいて、昨年度と同様の募集人員を設定しております。昨年度と同様に、文京盲学校では保健理療科、理療科、それぞれ2学級を設置して16人ずつを募集し、八王子盲学校では、保健理療科、理療科それぞれ1学級を設置して、8人ずつを募集いたします。

次に、（2）の聴覚障害特別支援学校です。中央ろう学校は大学進学を目指す中高一貫型の学校として設置しております。昨年度と同様、中学部で3学級18人を募集し、高等部で3学級24人を募集いたします。

次に、（３）の知的障害特別支援学校です。高等部就業技術科は知的障害が軽度の生徒全員の企業就労を目指す学科です。昨年度と同様、永福学園、南大沢学園は、10学級100人、青峰学園は6学級60人、志村学園、水元小合学園は8学級80人を募集いたします。高等部職能開発科は、知的障害が軽度から中度の生徒全員の企業就労を目指す学科です。昨年度と同様に、足立特別支援学校、港特別支援学校、江東特別支援学校ともに、2学級20人を募集いたします。

続きまして、「2 募集人員を定めない学校・学部・学科」についてです。こちらの学校では、各学校での障害種別に該当する障害のある生徒が、入学を希望する場合、全員の入学を許可していることから募集人員を定めておりません。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 人数に関することではないのですが、特別支援学校に関して二点コメントをさせていただきたいと思います。

以前にも教育委員会の場で少しコメントをしたことがあるのですが、一点目は、最近少しやはりグレーゾーンと呼ばれるような生徒さんが増えてきて、これは周りの理解もいろいろ深まった中で、本人により適切な教育環境を提供するためには、特別支援学校がいいのか、そうでないのかというところでグレーなところに位置付けられてしまうような子供たちが増えていると思うのですが、やはり、この特別支援学校と通常の学校とがうまく連携し合って、そういう子供たちに対してより適切なサポートをしていくことが必要だと思います。特別支援学校の話をするときに、別物ということではなく、全体の中でいつでも議論したいということが一点目のコメントです。

二点目は、例えば、視覚障害で保健医療科や理療科ということで、どちらかというところ、これは、伝統的に、視覚障害のある方が就労しやすい職業分野のトレーニングになっていると思うのですが、いろいろな技術が開発されてきた中で、障害に対しても、職業にあった壁が大分下がってきたりして、もしかすると、それなりのトレーニングをうまく積みれば、就労機会がもっと広がる可能性もあるのではないかなと思います。もちろん、今の保健医療科や理療科は大切だと思いますので、その充実を更に図ると

ともに、これからの時代に合ったそういう教育機会というものも、もっと検討していく必要があるのではないかと思います。今回は募集人員というところの話でしたけれども、多少関連するのは、今、やはりこういった特定の技術を教育訓練する場に関しては、どうしても募集人員が限られてしまっているわけですので、もっと多くの生徒が様々な技術を学んだりできれば、いろいろな機会の拡大にもつながると思いますので、今後は是非そういったことも教育委員会の中で議論したり検討していければいいなと思ひましてコメントさせていただきます。

**【遠藤委員】** この募集人員が定められている文京盲学校と八王子盲学校、ここに希望者がかなり多くて、漏れた人たちはどうするのでしょうか。下の方を見ますと、そういう人たちは募集人員を定めないところに対応するということになるのかなと考えていたのですが、八王子盲学校の場合の高等部専攻科保健理療科というのは、8人の募集人員で定員を定めている。定員を定めていないところの八王子盲学校の高等部保健理療科。この高等部保健理療科と高等部専攻科保健理療科、これは何か違いがあるのでしょうか。例えば、八王子盲学校の高等部専攻科保健理療科の8人の枠に外れた同じ高等部保健理療科というところで、募集人員を定めないところに籍を置けばいい。その場合、教育内容に何か大きな差があるのかどうか教えてください。

**【都立学校教育部長】** 専攻科の方は、入学の資格が違ひまして、大学に入学することができる、要は、高等学校卒業資格を持っていて、そこで専攻科で3年習得して国家試験を受ける資格が得られるということで、入る時の条件、対象者が違ひます。高等部の方にある保健理療科というのは、高等学校に入学することができる者で、6年で国家試験を受ける資格を取得するというので、対象が違ひます。

**【遠藤委員】** 国家試験受験資格が3年の場合と6年の場合とあるということですか。

**【都立学校教育部長】** 専攻科に入学できる方というのが、大学に入学することができる資格、要するに高等学校を卒業している方が専攻科を受検できるということですよ。

**【遠藤委員】** 具体的には年齢が違ひということですね。

**【都立学校教育部長】** 専攻科の方は3年で、高等部の保健理療科の方は6年学ぶ

ということになります。

【教育長】 よろしゅうございますか。

【秋山委員】 この募集人員を定めないとありますと、現在、この特別支援学校の子供たちの在籍人数は増えているのか、減少しているのか、その傾向を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

【都立学校教育部長】 障害種別によって異なるかと思います。知的障害の方が増えているということで、そちらを対象としている学校におきましては、生徒数も増えてきているということかと思います。

【秋山委員】 肢体不自由の方は変わらないですか。

【特別支援教育課長】 肢体不自由は例年同じぐらいの水準で推移しております。

【宮崎委員】 聴覚障害の中央ろう学校（中高一貫型）というところですけども、中学部からと高等部からと、新たに高等部からも取っているわけですね。3学級増やして。だから、プラス6学級ということになるのではないかと思うのですが、中高一貫ならではの良さという、カリキュラムにしても、中1と高3が一緒に何か作業をするとか、そういうメリットもあるかと思うのです。そういう中高一貫ならではの良さというのが、高校から入ってきた子供たちも享受できるようなカリキュラムになっているのかどうかというのを伺いたいと思います。

【都立学校教育部長】 まず、一点目ですけども、これはもう一度試験を受け直すことになります。プラスで増えるというわけではありませんが、内部進学という形の子供も対象としています。

【宮崎委員】 学級は変わらないということですか。

【都立学校教育部長】 変わらないということです。

【宮崎委員】 人数は6人増えているのですね。

【都立学校教育部長】 そうです。それは中学部と高等部の学級定員が変わりますので、生徒数が増えるということでございます。

【教育長】 補足があれば、お願いします。

【特別支援教育課長】 前期と後期を分けておりまして、前期というのが、推薦をもって内部の方が主に入学するというのですが、それも選考という扱いでやってお

ります。後期は一般募集ということでやっております。そのところで、もう一度募集をするという形で、進学者を決定しているという状況でございます。

【宮崎委員】 では、中学から入った子供は、基本的には、よほどのことがない限りは、必ず高校まで行けるということですか。

【特別支援教育課長】 はい、そういうことです。 また、同じ学校で6年間学ぶわけですので、共同学習というか、共に学び合うような、そういう機会は十分取っております。聴覚障害の方はやはりどうしてもニーズは少し小規模になってまいりますので、大きな集団での教育効果というのを十分活用しながらやっております。

【教育長】 よろしいですか。

【秋山委員】 以前のこの教育委員会で、医療的ケア児のインクルーシブ教育については、調査研究をするということだったと思うのですが、現状はいかがでしょうか。

【特別支援教育課長】 医療的ケア児の調査研究というのは、幾つか教育委員会で取り組んでおります。今主にやっておりますのが、人工呼吸器の医療的ケアのある方の登校に際して、保護者の付添いを外すということについてやっているものもございます。それから、胃ろうから給食を入れる、胃ろうは普通は給食ではなくて、市販の栄養剤を入れるのですが、市販ではなくて、友達が食べているものと同じ給食を初期食というトロトロにしたものを、胃ろうから入れるというような研究もしております。人工呼吸器については、今年度一定の見解を出した上で、校内で医療的ケアの体制を整えて、校内の先生がまず慣れなくてはいけないという手順はあるのですけれども、それが終わり次第、極力、保護者の付添いをなくすという方向で、肢体不自由を中心に全校でやっているところでございます。胃ろうにつきましては、2年間のモデル事業で、今年1年目、来年2年目ということで、今取り組んでおります。特に安全第一というのが原則ですけれども、それを踏まえた上で保護者の方の御要望などに応えられるようにということで、今、取り組んでいるところでございます。

【秋山委員】 ありがとうございます。専門性がかなり必要とされると思いますので、特別支援学校で専門性を培っていただき、通常学級にも通いたいというような人たちのためにも是非進めていただきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、ほか

に御質問等ございませんでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございますか。それでは本件につきましては、原案のとおり、承認を頂きました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

10月24日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長から説明をお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、10月の第4木曜日でございます、10月24日木曜日午前10時から、ここ教育委員会室にて開催を予定しております。以上でございます。

【教育長】 ただいま御説明がございましたとおり、次回教育委員会は10月24日木曜日午前10時から開催したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。それではそのようにさせていただきます。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。

【宮崎委員】 今、非常にショックなニュースというか、関西の方の教員が教員をいじめるといふ大変な事態を知って衝撃を受けているところです。信じられないような事態だと思いますけれども、よもや東京ではそういうことはないだろうと信じますが、こういう機会に、やはりもう一度気を引き締めて、学校をしっかりと調査するとか、意識をもう一度確認するとかということをして是非お願いできたらと思うのですけれども、そういうことはやっぴらっしゃいますか。

【総務部長】 教職員間のいろいろなコミュニケーションの取り方というのは、常日頃から言っておりますし、業績評価等の制度を活用しながらも聞き取りを行っているところでございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時55分)